

かながわアスリートネットワーク規約

(目的)

第1条 この規約は、幅広くスポーツを通じた社会貢献を目指す、県内スポーツ関係の著名人やプロスポーツ選手、あるいは国体出場選手などが結集する「かながわアスリートネットワーク(以下「ネットワーク」という。)」の設置・運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ネットワークの活動の内容)

第2条 ネットワークの活動の内容は、幅広くスポーツを通じた社会貢献に関する次の活動を行うものとする。

- (1) 県民のスポーツを推進するための活動(スポーツ教室、講演会等)
- (2) 「県民スポーツ週間」関連事業への協力
- (3) ネットワークメンバー間の情報、意見交換
- (4) その他必要な活動

(ネットワーク構成メンバー)

第3条 ネットワーク構成メンバーは、次の条件を全て満たした個人又は団体とする。

- (1) ネットワークの趣旨に賛同する者
- (2) 世界や日本で素晴らしい活躍の実績がある選手、指導者
- (3) 神奈川県在住、在勤者や選手、指導者時代に神奈川県で活躍した者
(神奈川県ゆかりの選手、指導者)

2 なお、ネットワークの運営のため、幹事会を置く。

(構成メンバーの登録)

第4条 ネットワーク構成メンバーは、前条の条件を満たす者が自ら登録するものとする。なお、登録・抹消方法については別に定める。

(役員)

第5条 ネットワークには、役員として代表並びに副代表を置く。

- 2 代表はネットワークを総理し、ネットワークを代表する。副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(幹事会)

第6条 幹事は、幹事会を組織して、ネットワークの事務の執行を決定する。

- 2 幹事会は、必要に応じて代表が招集する。
- 3 幹事会の議長は、代表とする。
- 4 議長は、会議の事務を総括する。

(役員等の選任)

第7条 役員及び幹事は総会で選出する。

(総会)

第8条 総会は、年1回代表が招集し開催する。

- 2 総会においては、第2条各号の活動、第7条第1項の役員等の選任を行うものとする。

- 3 総会の議長は、代表とする。
- 4 議長は、会議の事務を総括する。

(庶務)

第9条 ネットワークの庶務は、スポーツ局スポーツ課において処理する。
ただし、同業務を委託して処理することは妨げない。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は幹事会が定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。